

厚生労働大臣が定める揭示事項について

当クリニックは、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

一般名処方加算

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当クリニックでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を元にした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点がございましたら受付までご相談ください。

明細書発行体制等加算

当クリニックでは、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。公費負担医療受給者で医療費の自己負担のない患者様についても、明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

医療情報取得加算

当クリニックは、マイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。マイナンバーカードの利用や問診票等を通じて診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証利用の有無に関わらず下記の通り診療報酬点数を算定します。

【初診】 1 点 【再診】 1 点
※再診時は3ヵ月に1回の算定となります

医療DX推進体制整備加算

当クリニックは、医療DXを通じた質の高い診療情報を目指しております。オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しており、マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。電子処方箋の発行などの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。※医療DX推進体制整備加算は当院におけるマイナ保険証の利用実績に応じた点数を算定します。

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的としている患者様にかかる費用は次の通りです。

【初診料】 291点 【再診料】 75点 【コンタクトレンズ検査料1】 200点
※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料を算定する場合があります。
※過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します。
ご不明な点がございましたら受付または医師までご相談ください。

日本眼科学会眼科専門医 松田隆作 眼科診療経験20年

長期収載品の処方等に関する事項

患者様が後発医薬品ではなく長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さまにご負担いただきます。医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養の対象外となります。

入院基本料に関する事項

当クリニックでは、看護職員が2名勤務しております。
「有床診療所入院基本料の施設基準」に基づき、「有床診療所入院基本料6」を算定します。

保険外負担に関する事項

（以下税込）
【診断書/証明書】 本院規定または簡易証明書 2,750 円/ それ以外 4,400 円
【交通事故診断書】 5,500 円
【一部負担金証明書】 110円
【診察券再発行】 110 円
【眼帯】 33 円
【ガーゼ】 5 枚 22 円/ 10 枚 44 円
【ガウン】 550 円
【付き添いベッド】 1,650 円
【付き添い食事代】 660 円

関東信越厚生局長に下記の届出をしております。

- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・有床診療所入院基本料
- ・医療DX推進体制整備加算